



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 人事労務関連書類の保存期間

NEWS2. 背広・礼服等の支給による経済的利益

### NEWS1. 人事労務関連書類の保存

社内に保存している書類の整理を行うにあたり、労働者名簿や賃金台帳、タイムカード等をいつまで保存しておかなければならないのかわからず、ついつい処分を躊躇しがちになります。人事労務に関する書類の保存期間は、それぞれの適用法令により定められています。下記にてご確認ください。

#### 1. 労働基準法に関する書類

労働基準法第109条で、「労働者名簿、賃金台帳、雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類」とされており、これらについては**3年間保存**することになっています。

ここでいう **その他の労働関係に関する重要な書類**とは例えば、出勤簿、タイムカード等の記録、労働基準法に基づく労使協定の協定書や各種許認可書等が該当するとされています。また、この書類には始業・終業時刻等の労働時間の記録に関する書類も含まれ、例えば従業員自らが始業・終業時刻を記入している場合には、その書類や残業申請書等も該当します。誤ってこれらの書類を破棄しないようにしましょう。

#### 2. 労働安全衛生法に関する書類

労働安全衛生法に関する書類としては、健康診断に関する書類とそれ以外の書類の2つに大きく分けることができます。以下では一般健康診断個人票と安全衛生委員会等の議事録について確認しておきます。

一般健康診断個人票とは雇入時の健康診断や定期健康診断等を実施した際に、会社が作成する書類であり、これについては5年間保存することが義務づけられています。そして、安全委員会や衛生委員会、安全衛生委員会を開催した際に作成する議事録については、**3年間の保存**が義務づけられています。

#### 3. 労働保険・社会保険に関する書類

労働保険に関する書類としては、例えば、雇用保険の加入手続きを行った際に発行される「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」、労働保険料を納付する際に作成する「労働保険概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」の事業主控等、様々な書類があります。これらは、以下の区分に従って、それぞれ保存期間が定められています。

- ・雇用保険の被保険者に関する書類 **4年間**
- ・その他雇用保険に関する書類 **2年間**
- ・労災保険に関する書類 **3年間**
- ・労働保険料の徴収・納付に関する書類 **3年間**

社会保険(健康保険・厚生年金保険)に関する書類としては、例えば、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」があり、厚生年金基金に加入している企業は、基金に係る掛金や標準報酬に関する書類も含まれることとなります。これらの書類は、共に**2年間保存**することになっています。書類ごとに保存すべき期間を計算する際の起算日(例えば、労働者名簿は退職日が、労使協定はその協定の有効期間の満了日が起算日となる)が違いますので、確認が必要になります。

**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 052-571-5480  
西尾事務所 0563-57-7850

## NEWS2. (税務)

## Question

会社が社員に対し背広など、私服としても着用できるものを制服として支給する場合、経済的利益の課税はどうなりますか。

## Answer

所得税法上非課税とされる制服等にはあたらないことから、給与等として源泉徴収をする必要があります。



## 【解説】

制服、事務服等の支給又は貸与を非課税としている基本的な考え方は次のとおりです

制服等の支給は、給与所得者の職務の遂行上欠くことのできないものであると同時に、その給付は使用者自身の業務上の必要性に基づくものであって、給与所得者の勤務条件上も使用者が負担すべきものとされている場合が多く、その費用を支払うべき主体は、使用者とみることができます。

このように、制服等の支給による経済的利益は一種の反射的利益であって、給与所得者に特別な利益を与えるものではなく、また、給与所得者の役割提供に対する対価という性格が極めて希薄なものであることから、一定の制服の支給を非課税として取り扱うこととしています(所得税法施行令第21条第2号、第3号)。

非課税とされる制服等の範囲は次のとおりです

「制服」とは…ある集団に属する人(学生、警察官など)が着るように定められた服装

制服の定義が上記のとおりとされるところ、所得税法上非課税とすることを予定しているものは、このような意味での制服、すなわち、警察職員、消防職員、刑務職員、税関職員、自衛官、鉄道職員などのように組織上当然に制服の着用を義務付けられている一定の範囲の者に対し使用者が支給する制服に限定しているものと考えられます。

一方、所得税基本通達では非課税となる制服の範囲を若干緩めて、必ずしも職務上の着用義務がそれほど厳格とはいえない事務服、作業服についても非課税として取り扱うこととしています。この取扱いは、事務服等の支給又は貸与によってうける経済的利益は、制服等の支給又は貸与の場合のそれと実質的に差異が無いことから、課税上同様に扱うという趣旨です。したがって、その事務服、作業服の支給が非課税とされるためには、それが

- ①専ら勤務する場所において通常の職務を行う上で着用するもので、私用には着用しない又は着用できないものであること、
- ②事務服等の支給又は貸与が、その職場に属する者の全員又は一定の仕事に従事する者の全員を対象として行われるものであること(更に厳格に言えば、それを着用する者がそれにより一見して特定の職員又は特定雇用主の従業員であることが判別できるものであること)が必要であると考えられます。

これらのことから、制服等として支給され、職務の遂行に当たり現に着用されているものであっても、これらの要件を満たさないものは、非課税とされる制服等には当たらないと考えられます。

## 関係法令通達

所得税法第9条第1項第6号、所得税法施行令第21条第2号、第3号、所得税基本通達9-8

ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850